

○函南町空き家バンク登録促進奨励金交付要綱

令和8年3月25日告示第44号

函南町空き家バンク登録促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、函南町空き家バンク実施要綱（令和6年函南町告示第53号。以下「実施要綱」という。）に規定する空き家バンクへの物件の登録を促進し、有効活用を図るため、所有する物件を空き家バンクに登録した者に対し、予算の範囲内において函南町空き家バンク登録促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 実施要綱第4条第2項により空き家バンクに登録された物件のうち、一戸建ての専用住宅又は併用住宅及びその敷地をいう。
- (2) 所有者 現に所有する空き家の売却又は賃貸を希望する個人（複数の個人による共有者を含む。）をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の対象となる者は、空き家の所有者であって、町税の滞納がない者とする。

2 前項の規定にかかわらず、業として空き家の売却又は貸付けを行う者は、交付対象としない。

(交付額等)

第4条 奨励金の額は、空き家1物件につき5万円とする。

2 奨励金の交付は、1の空き家に対して1回限りとする。

3 奨励金は、予算の範囲内において交付する。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、函南町空き家バンク登録促進奨励金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 函南町空き家バンク物件登録完了通知書（実施要綱第4条に規定するものをいう。）の写し
- (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出は、空き家バンクに登録した日から起算して3月を経過する日又は登録した日の属する年度の3月末日のいずれか早い日を期限とする。ただし、提出の遅延にやむを

得ない事由があると町長が認めるときは、この限りでない。

(交付決定及び額の確定)

第6条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認めた場合は、奨励金の交付の決定及び額の確定を行い、函南町空き家バンク登録促進奨励金交付決定通知書兼確定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第7条 前条の規定により奨励金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、奨励金の交付を請求しようとするときは、函南町空き家バンク登録促進奨励金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第8条 町長は、交付決定者が、空き家バンクに登録した日から2年を経過する日までの間において次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定を取り消し、函南町空き家バンク登録促進奨励金交付決定取消し通知書兼返還請求書(様式第5号)により、期限を定めて返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付を受けたとき。
- (2) 誓約事項に違反したとき。
- (3) 実施要綱第6条の規定により空き家バンク登録を抹消されたとき(売買契約又は賃貸借契約の成立に伴う登録の抹消を除く。)
- (4) その他町長が取消しを適当と認める事由があったとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

年 月 日

函南町空き家バンク登録促進奨励金交付申請書

函南町長 氏 名 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

函南町空き家バンク登録促進奨励金の交付を受けたいので、函南町空き家バンク登録促進奨励金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 空き家バンク登録物件の情報

登録番号	
登録日	年 月 日
空き家の所在地	函南町

2 交付申請額 50,000円

3 添付資料

- (1) 函南町空き家バンク物件登録完了通知書（実施要綱第4条に規定するものをいう。）の写し
- (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

誓約書兼同意書

函南町空き家バンク登録促進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付申請にあたり、次のとおり誓約及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 函南町空き家バンク事業の趣旨を理解した上で奨励金の交付を申請します。
- (2) 申請書及び提出書類の内容は、すべて事実と相違ありません。
- (3) 申請する空き家（以下、「申請空き家」という。）については、継続して2年以上空き家バンクに登録します。
- (4) 申請空き家については、業として空き家の売却又は貸付けを目的として空き家バンクに登録したものではありません。
- (5) 申請空き家については、過去に奨励金の交付を受けていません。
- (6) 函南町空き家バンク登録促進奨励金交付要綱第8条の規定により奨励金の返還を命じられた場合は、速やかにこれに応じます。
- (7) 申請空き家に共有者がいる場合、奨励金の交付に伴い、万が一紛争が生じた場合でも、当事者間で解決するものとし、貴殿には一切迷惑をかけません。

2 同意事項

- (1) 奨励金の適正な執行に必要な範囲内で、町職員が下記に掲げる事項について、関係部署及び関係機関に調査、照会及び閲覧することについて同意します。
  - ア 住民基本台帳への登録状況
  - イ 申請空き家の固定資産税情報
  - ウ 町税の納付状況
  - エ 暴力団員等でないことの確認
- (2) 町長が報告及び調査等を求めた場合には、これに協力します。

年 月 日

函南町長 氏 名 様

申請者 住 所  
氏 名

※函南町空き家バンク登録促進奨励金交付要綱第8条（抜粋）

町長は、交付決定者が、空き家バンクに登録した日から2年を経過する日までの間において次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定を取り消し、函南町空き家バンク登録促進奨励金交付決定取消し通知書兼返還請求書（様式第5号）により、期限を定めて返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない事由があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付を受けたとき。
- (2) 誓約事項に違反したとき。
- (3) 実施要綱第6条の規定により空き家バンク登録を抹消されたとき（売買契約又は賃貸借契約の成立に伴う登録の抹消を除く。）。
- (4) その他町長が取消しを適当と認める事由があったとき。

第 年 月 日  
第 年 月 日

様

函南町長 氏 名 印

函南町空き家バンク登録促進奨励金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった函南町空き家バンク登録促進奨励金については、下記のとおり交付の決定及び額の確定をしたので、函南町空き家バンク登録促進奨励金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 空き家所在地 函南町
- 2 空き家バンク登録番号
- 3 奨励金の額 50,000円
- 4 備考

函南町空き家バンク登録促進奨励金交付要綱第8条の規定により、空き家バンクに登録した日から2年を経過する日までの間において次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定を取り消し、期限を定めて返還を命ずることがあります。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付を受けたとき。
- (2) 誓約事項に違反したとき。
- (3) 実施要綱第6条の規定により空き家バンク登録を抹消されたとき（売買契約又は賃貸借契約の成立に伴う登録の抹消を除く。）。
- (4) その他町長が取消しを適当と認める事由があったとき。

様式第4号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

年 月 日

函南町長 氏 名 様

申請者 住 所  
氏 名 印

函南町空き家バンク登録促進奨励金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定及び確定があった函南町空き家バンク登録促進奨励金について、函南町空き家バンク登録促進奨励金交付要綱第7条の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 金 50,000円
- 2 振込先

金融機関名	
支店等名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※ 口座名義人は申請者と同一であること。

様式第 5 号（第 8 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

第 号  
年 月 日

様

函南町長 氏 名 印

函南町空き家バンク登録促進奨励金交付決定取消し通知書兼返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった函南町空き家バンク登録促進奨励金について、次の理由により交付決定を取り消すこととしたので、函南町空き家バンク登録促進奨励金交付要綱第 8 条の規定により下記のとおり返還を請求します。

記

- |          |         |
|----------|---------|
| 1 交付済額   | 50,000円 |
| 2 返還請求額  | 50,000円 |
| 3 取消しの理由 |         |
| 4 返還期限   | 年 月 日   |